

京都市省エネ家電への買換え促進事業 ロゴマーク利用ガイドライン

本ガイドラインは、「京都市省エネ家電への買換え促進事業」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という）の適正な利用を確保し、事業の信頼性・認知度向上を図ることを目的とします。登録店舗が本ロゴマークを店頭チラシ、POP、Web サイト等で利用される際のルールを定めます。

1.利用に関する基本原則

1.1 利用の目的

本ロゴマークは、「本事業が京都市の補助事業であることを明示し、消費者へ安心感を与えること」又は「登録店舗における補助対象製品の周知」を目的としています。

1.2 利用の対象者

本ロゴマークを利用できるのは、京都市省エネ家電への買換え促進事業に「登録が完了した店舗」に限ります。

1.3 利用許可

本ロゴマークの利用にあたっては、利用内容が分かる内容を事前にメールで送付いただき、事務局が承認した場合に利用可能といたします。ただし、事務局が公式に提供した販促物（チラシ、POP など）については申請不要です。

2.ロゴマークのデータと利用方法

2.1 提供データ

事務局から提供されるロゴマークのデータ（AI, PNG, JPG 形式など）をそのまま使用してください。

2.2 色・比率の規定

1. 色: 指定されたカラー（例：フルカラー、モノクロ、単色など）を厳守してください。
2. 比率: 縦横比は変更しないでください。拡大・縮小は可能ですが、変形（縦長・横長など）は禁止します。

2.3 余白の規定

本ロゴマークの周囲には、他の文字やデザイン要素から離して確保してください。

3.禁止事項（必ず守っていただくこと）

以下の行為は、本事業の信用性や品位を損なう恐れがあるため、固く禁止します。

1. 変形・加工: 縦横比の変更、一部の切り取り、影付け、グラデーションの追加など、指定データ以外への加工。
2. 他の文字との結合: ロゴマークの上に文字を重ねたり、他のマークと組み合わせて新しいロゴのように見せたりする行為。
3. 誤認を招く使用:
 - 本事業の補助対象外の製品やサービスにロゴを使用すること。
 - 「京都市」や「事務局」が特定の商品を推奨していると誤認させるような表現や配置。
4. 不適切な媒体での使用: 法令や公序良俗に反する媒体、または事業の趣旨にふさわしくない媒体での使用。
5. 商標権の侵害: 本事業と無関係の第三者の商品やサービスをあたかも事業に関連付けているかのように誤認させる使用。
6. 第三者への譲渡: 承認を得た登録店舗以外へのロゴマークデータの提供や利用許可。

4.利用申請と承認手続き

4.1 申請が必要なケース

- 店舗が独自に作成する店頭 POP、チラシ、ポスター、Web サイト、広告バナーなどへ本ロゴマークを配置する場合。

4.2 申請方法

使用見本を添付の上、事務局（メール）にてご提出ください。

4.3 承認・却下

事務局は申請内容を審査し、承認又は却下の通知を行います。申請内容が本ガイドラインに反する場合、修正を依頼するか、利用を却下する場合があります。

4.4 承認の取消し

利用者が本ガイドラインの規定に違反した場合、事務局はロゴマークの使用承認をいつでも取り消すことができるものとします。